

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、次女及び三女）について、1. 申立人次女が当初の予定と異なり福島県外の専門学校に進学したことについての避難費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償され、2. 申立人母と申立人三女が行った週末避難及び短期避難についての避難費用が賠償されたほか、3. 放射線測定器購入費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 避難費用（避難交通費）
- (2) 避難費用（避難交通費及び宿泊費）
- (3) 避難費用（帰還交通費）
- (4) 生活費増加費用（面会交通費）
- (5) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- (6) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- (7) 避難雑費
- (8) 放射線測定器購入費用

2 期間

- (1)：平成24年12月1日から平成26年3月末日まで
- (2)：平成25年7月1日から同年7月末日まで
- (3)：平成26年3月1日から同年3月末日まで
- (4)、(5)及び(7)：平成25年4月1日から同年8月末日まで
- (6)：平成24年12月1日から平成25年8月末日まで
- (8)：平成24年1月1日から同年12月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、申立人らに対し、合計1,252,200円の支払義務のあることを認める。

(内訳)

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 避難費用（避難交通費） | 432,000円 |
| (2) 避難費用（避難交通費及び宿泊費） | 63,600円 |

(3) 避難費用 (帰還交通費)	9, 600円
(4) 生活費増加費用 (面会交通費)	192, 000円
(5) 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	150, 000円
(6) 生活費増加費用 (家財道具購入費用)	300, 000円
(7) 避難雑費	100, 000円
(8) 放射線測定器購入費用	5, 000円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年11月4日

(仲介委員 石井 逸郎)